

中世後期における近江国葛川の領有体系

村上 絢一

はじめに

現在の滋賀県大津市葛川は比良山西麓の山間地域である。ここには北流する安曇川に沿って坊村町を中心とする集落が点在している^①。葛川を含む安曇川流域の近江国湖西部は、古代・中世を通じて杣としての役割が期待された。周知の通り平安時代には葛川に隣接する久多・針畑・大見に加え、子田上杣や河上庄といった摂関家の杣山たる荘園が設定されている^②。中世後期には林業生産の拡大を受け、葛川が丹波国山国庄とならぶ京都への山林資源供給地となったとされる^③。

葛川坊村町の息障明王院は平安時代の僧侶、相応和尚が参籠した地と伝えられ、今日も比叡山の僧侶による回峰行の夏安居に用いられる寺院である^④。回峰行は約七年をかけて一千日の間比叡山

の諸山諸堂を巡拝する行である。回峰行の中心道場である比叡山東塔無動寺谷無動寺の本堂、明王堂における九日間の断食・不眠による行は広く知られており、千日回峰行を達成した僧侶は北嶺大行満大阿闍梨として人々の崇敬を集めている^⑤。息障明王院（以下、明王院）には平安時代末の造立とされる千手観音立像・不動明王立像・毘沙門天立像の本堂三尊をはじめ多くの文化財が残される^⑥。なかでも特筆すべきは龐大な中世文書「葛川明王院文書」である^⑦。これは毎年六月の蓮華会と十月の法華会を中心に明王院へ参籠した行者の集団（行者中）に関する史料、青蓮院の門跡領経営に関する史料、葛川の村落に関する史料から構成される^⑧。

この「葛川明王院文書」は、戦後の中世荘園史・村落史研究の歩みとともに各時代の関心を集めてきた。一九六〇年代から七〇年代には農民闘争史の観点から研究が進められた。「庄園領主」

(青蓮院―無動寺)が葛川の住民を特権的な「住人」と村落秩序から排除された「浪人」とに分断し支配したとする丸山幸彦氏の説はその代表的なものである。^⑨これに対し一九八〇年代には多様な関心から莊園や村落の実態認識が深化された。水野章二氏は葛川を一つの事例に集落・田畠・近隣山・奥山からなる中世村落の領域構成を定立し、葛川については丸山氏が主張した莊園制的分断支配の存在(「住人」の特権性)を否定し、開発の初期的状況にある葛川において村落の排除性は希薄であるとした。坂田聡氏は葛川内部の村落社会を分析し、領主による身分編成とは別に村落共同体独自の身分秩序が存在したとして前代の学説を批判した。坂田氏はほかにも明王院の「村堂化」や住民の親族結合、古老住人や若衆集団の存在などに光を当てている。^⑩葛川絵図研究会を中心に鎌倉時代の葛川・伊香立庄相論で作成された絵図の分析が進められたのもこの時期の成果である。山間地帯としての葛川は近年の生業史研究においても重要なフィールドとなっている。^⑪

これら一連の研究は葛川の南に位置した無動寺領伊香立庄をはじめ周辺諸莊園との紛争に関する史料が集中する中世前期を中心に進められたこともあり、中世後期を対象とした実証的研究は少なく、わずかに寺院史研究への関心による長谷川裕峰氏の研究と村落史研究の視点に立つ坂田氏の研究にとどまる。長谷川氏は、

青蓮院を含む多様な「門跡」を出自とする僧侶によって行者中が構成されたとする榎原雅治氏の説に対し、彼ら行者中はむしろ青蓮院門跡内の多様な「門流」に属する僧侶から構成されたことを強調し、恒常的な組織である行者中の衆議が葛川別当を通じて室町幕府將軍や青蓮院門主へ進達されたことなどを指摘した。長谷川氏はそれまで明王院の所領注文とされてきた「廻 諸御領役御仏事用途事」の外題を持つ史料について、実際には青蓮院門跡の「仏事用途徴収台帳」であったことを明らかにした。氏はここから無量寿院による青蓮院門跡領経営への関与を指摘する。長谷川氏の研究は中世後期における行者中の様態を複合的家産組織たる青蓮院門跡の全体構造に位置づけた最初の試みであり、青蓮院門跡の所領経営を見通す上での葛川研究の意義を示したものと評価できる。しかし長谷川氏が明らかにした行者中の組織および青蓮院門跡につらなる明王院の本末関係も中世後期の展開の中で決して固定的ではなく、その変化を段階的に跡づける必要がある。

また、氏が研究の先鞭をつけた青蓮院門主による修法への行者中の供奉についても、それが行者中による葛川支配にどのような影響を与えたかについて考察を深めることで、葛川の所領としての特性を把握できるように思われる。坂田氏が論じた内容は多岐にわたるものの、南北朝期以降に触れたものでは、「地侍」である

山木奉行中村氏一族と「準聖職者」である小常住の活動をたどった論稿¹⁷が重要である。坂田氏は葛川の山林管理を職掌とした山木奉行の中村氏が武家への被官化を志向し、村落内の加地子を集積するなどして地侍としての力を蓄えながら、「可耕地の狭小な山村葛川で明王院常住僧と対抗しつつ自らの立場を維持することは非常にむずかしかった」ため、近世を前に没落すると論じた。しかし当時の葛川の領主像が明確でないため、中村氏ら葛川の住民がいかなる社会的環境に置かれたのかは不明である。坂田氏は藤木久志氏の村落研究¹⁸に触発され、文和年間の葛川・久多庄相論を「村の自力」に即して論じているが、村落間紛争の帰結は村落をめぐる政治的状况に左右される以上、領主の役割を見逃してはならない。

以上を踏まえ、寺院史研究と村落史研究の双方の成果に立脚して統一的な葛川像が描くためには、領主である行者中の組織がいかに変容し、それが支配関係にいかなる影響を及ぼしたのかを認識しておく必要がある。そこで本稿の第一章では、まず先行研究で認識が不明瞭であった南北朝期における明王院の本末関係の転換過程を確定する。ついで青蓮院門跡を構成した諸門跡の動向と行者中の構成のあり方との連関をたどる。第二章では青蓮院門跡内の特定院家により領有された葛川をめぐる政治的状况を論じる。

以上を踏まえ第三章では青蓮院門主―葛川別当―行者中からなる葛川の領主と村落との関係性を追究する。

- ① 上田篤「村その2・町居」『人間の土地 生活空間のモノグラフ』（鹿島出版会、一九七四年）。
- ② 戸田芳実「撰関家領の柚山について」『初期中世社会史の研究』（東京大学出版会、一九九一年、初出一九八〇年）。
- ③ 今谷明「板商売の成立―室町時代の産業革命」『京都・一五四七年描かれた中世都市』（平凡社、一九八八年）。
- ④ 概要は、村山修一「葛川明王院とその住民の歴史―日本山村史の一形態―」（『史窓』一六、一九六〇年）、観山文化総合研究会編『葛川明王院 葛川谷の歴史と環境』（芝金声堂、一九六〇年）などを参照。
- ⑤ 光永寛道『千日回峰行（増補新装）』（春秋社、二〇〇四年）。
- ⑥ 毛利久「葛川の彫刻と絵画」（注④書、観山文化総合研究会編）。
- ⑦ 文書の大部分は村山修一編『葛川明王院史料』（吉川弘文館、一九六一年）に収載。引用にあたっては、滋賀県立大学架蔵写真真帳により校訂を加えた。明王院・国立国会図書館・京都大学文学部の各所蔵はそれぞれ明・国・京と示した。文書名は引用者が適宜修正を加えた。
- ⑧ 長谷川裕峰「青蓮院門跡の所領経営と葛川明王院」（『史敏』八、二〇一一年）。
- ⑨ 丸山彦彦「庄園領主的支配の構造と変質―鎌倉末期近江国葛川の村落―」（『日本史研究』七四、一九六四年）。ほか、小山靖憲「初期中世村落の構造と役割」『中世村落と荘園絵図』（東京大学出版会、一九八七年、初出一九七〇年）、柳田快明「中世後期山間荘園における農民闘争の展開―近江国青蓮院領葛川庄の場合―」（『熊本史学』四五、一九七五年）など。
- ⑩ 水野章二 A「中世村落と領域構成」（初出一九八五年）、B「結果と

領域支配―近江国葛川の村落（初出一九八五年）、いずれも『日本中世の村落と荘園制』（校倉書房、二〇〇〇年）に所収。

⑪ 坂田聡『日本中世の氏・家・村』（校倉書房、一九九七年）第二部の諸論稿。

⑫ 葛川絵図研究会編『絵図のコスモロジー（上・下）』（地人書房、一九八八年）。

⑬ 春田直紀「山野河海の秩序形成と生業保障―中世の海村と山村」

『日本中世生業史論』（岩波書店、二〇一八年、初出一九九五年）、高木徳郎「中世における山林資源と地域環境」『日本中世地域環境史の研究』（校倉書房、二〇〇八年、初出二〇〇〇年）、松山知子「中世山間村落の生業形態―近江国葛川・伊香立荘を中心として―」（『史艸』四四、二〇〇三年）、山口大輔「中世山間地域における生業の展開―近江国葛川を事例に―」（『市大日本史』一〇、二〇〇七年）など。

⑭ 長谷川裕峰A「葛川明王院における行者中」（『日本仏教総合研究』八、二〇〇九年）、B「葛川明王院蔵『諸御領役御仏事用途廻文』再考」（『天台学報』五二、二〇〇九年、注⑧論稿）。

⑮ 榎原雅治「中世前期村落の一特質について―近江国葛川にみる身分体系の検討―」（『歴史学研究』五二七、一九八四年）。

⑯ 応安七年九月日（明五七〇）。この文書名は『葛川明王院史料』（注⑦書）で「明王院領仏事用途廻文」とされたが、長谷川氏は「青蓮院門跡領仏事用途廻文」と改めている（注⑭論稿B）。

⑰ 坂田「地侍と準聖職者」（注⑭書、初出一九八五年）など。

⑱ 藤木久志「戦国の作法」（平凡社、一九八七年）など。

⑲ 坂田「南北朝内乱期の村落間相論と村の自力」（注⑭書、初出一九九四年）。同様の関心から酒井紀美「村落間相論の作法」（『日本中世の在地社会』（吉川弘文館、一九九九年、初出一九九一年）がある。

第一章 中世後期の明王院と行者中

第一節 本末関係の再編とその主体

中世後期における青蓮院門跡と明王院との本末関係は、中世前期の形態（青蓮院門主〔無動寺檢校〕―無動寺別当―御堂〔行者中〕）が南北朝期に転換して形成されたものである。その転換の端緒となったのが南北朝期以降行者中を代表した葛川別当の動向である。建武元年（一三三四）五月、葛川別当隆勝は建武政権に対し、葛川の「御堂」へ「息障明王院」の額字を付与するよう求めた^①。これに対し青蓮院門主尊円は暦応元年（一三三八）十二月に「葛川息障明王院」の額字を下賜する^②。ここに行者中は無動寺別当と「御堂」との本末関係を解消させ、青蓮院門主―葛川別当―明王院（行者中）の本末関係を構築した。

福真陸城氏はそれまでの研究で等閑視されてきた「無動寺」の内実について踏み込んだ分析を行い、慈円による末寺政所機能の青蓮院への吸収、無動寺政所の無動寺衆徒による合議機関への変化、元応年中における「政所職」の出現などを明らかにした^③。ここでは明王院の本末関係の転換に関する福真氏の見解を検討する。氏の見解は次の二点に集約される。

一点目。文保年間の葛川・伊香立庄相論で行者中は無動寺衆徒を取り込み、行者中の意向を無動寺の意向として無動寺別当を介さずに青蓮院門主へ進達した。これにより行者中は青蓮院門主―無動寺別当―葛川預所の支配系統から葛川を切り離し、みずからの支配下に置くことに成功した。

二点目。青蓮院門主尊円は行者中による無動寺衆徒の取り込みを「慈円以来門主の座主就任をはじめとする重要な儀式を執り行ってきた象徴的な場の空洞化」と危惧し、葛川別当の職を新たに設置して逆に行者中の動きを把握。ここに葛川の行者中と無動寺衆徒を隔離する新たな支配体制が構築された。

一点目の背景として福眞氏は、「ともすれば伊香立庄開発容認に傾き、行者や御堂に奉仕する住人を圧迫する形の裁許を下しながらな青蓮院の態度に行者達が聖域保全への危機意識を生じたとしても不思議はない」と述べる。しかしこの相論において、行者中はむしろ葛川の住民による開発を容認する立場を示しており、そのことは文保二年（一二三二）四月に無動寺へ提出された葛川行者衆議陳状案の一句「或田畠、或民屋、始隆為狭小之地、開発山野、立庄、固成里邑者、所々之傍例也、不限此所、且人法之繁昌者、為弘法繁昌歟、何可被奇捐哉、在家加増、若起自信興潤神慮歟、以凡慮難測者哉」^⑤に明らかである。福

眞氏はまた「行者による無動寺政所、否無動寺衆徒の衆議の取り込み」を主張する根拠として、文保元年七月日葛川常住住人等申状案^⑥の端裏書「此訴状ハ無動寺円満坊ニアツラエ申て、ツクリテハアレトモ、行者御中へミセマイラセタレハ、キラハセ給て不_レ上之」を挙げ、ここから「葛川の提出した申状は無動寺円満坊などで無動寺衆徒の主導で作成された」ことを読み取っている。

確かにこの端裏書からは、無動寺を構成する塔頭の一つとみられる円満坊に依頼して（あつらえて）申状が作成されたことがうかがえる。しかし無動寺衆徒が一揆的な意志のもとこの申状を作成したと読み取ることには飛躍がある。福眞氏は「この時期の無動寺衆徒とはまさに換骨奪胎、葛川行者が無動寺衆徒」となっていたとするが、仮にこの申状が無動寺衆徒＝行者中の主導で作成されたのであれば「行者御中へ見せ申し上げたらお嫌いになって進上しなかった」という端裏書の記述と齟齬する。また、氏は文保年間の相論以後に作成された嘉暦二年（一二三二）四月十八日行者中衆議状の一文「於彼堺者、上古被_レ經御沙汰、以無動寺々牒被_レ治定畢、仍云行者御方云無動寺無其隱者也」から傍線部を引用し、「行者と無動寺が一体として葛川の領域保全の令旨獲得と寺牒発給にあたっていることが主張されている」と解釈する。実際に「葛川明王院文書」中で端裏書に無動寺

「牒」と記された文書には、文保年間の相論が終結する時期の元
応元年（一一一九）七月二十三日無動寺政所下文と、葛川と伊香
立庄の両者に「元応治定之方至」を守るよう命じた元弘元年（一
三三二）十一月日無動寺衆議下知状の二つがある。福眞氏の引用
箇所は正確には「無動寺が牒を發給してかの堺を治定なされた事
実は行者中にも無動寺にも明白である」と解釈され、氏の解釈は
適当でない。二点目の無動寺「空洞化」も具体性に欠けるが、以
上の分析により、青蓮院門主による行者中の把握という福眞氏の
見解の前提は退けられる。

それではこの時期の行者中の動向についてどのように理解でき
るだろうか。注目されるのが、この時期明王院へ供料を納める
「寺領」の集積につとめた常住僧の活動である。常住僧とは各時
代一名の存在が確認される僧侶で、明王院に常駐し葛川の住民と
も日常的な接触を持ったとされる。常住僧は行者中連署状にも署
名しており、行者中組織の構成員でもあった。

暦応二年、造酒正安倍朝臣は京都三条面の一所を「葛川息障明
王院寺領」として寄進するが、その契機は「常住僧依_レ歎_レ申」る
ものと寄進状には記されている。嘉暦二年十月二十日には沙弥道
仏とその妻薬師女が高島郡田中郷地頭方八条二里一坪北繩本の二
段「字号_ニ木根田_一」の地を寄進するが、「葛河明王_ヘ」の「分米」

は常住僧の進退とされた。

またこの時期の出来事として見逃してはならないのが、明王院
の寺領管理の進展である。元徳三年（一一三三）には葛川で初め
の検注が行われた。今日に残される同年の検注帳には「応永卅
二年六月廿九日以_ニ常住頼玄自筆本_一為_レ後記余本相共、法印弁覺
書_ニ写之了_一」と記される。これは今日残る検注帳が、検注当時の
常住僧である頼玄の自筆本をもとに、応永三十二年（一一四五）
に書き写されたものであることを示す。「嘉暦元（丙寅）六月廿
一日」の年紀と「行者御中可_レ有御管領諸方公物米事」の外題
を持つ文書には和邇名田・下立山・郷野新百姓からの年貢額が記
載される。これも署名と署判から頼玄が作成した文書であること
は疑いない。明王院へ常燈料を納める近江国山田庄木川の田地坪
付には、紙背に元徳元年九月二十九日付の教仏・伊藤次請文が記
されている。この坪付もこの年に作成されたものであろう。

明王院をめぐる本末関係の転換の背後にはこのような一連の常
住僧の活動が認められるが、尊円の動向として参考になるのが若
狭国神宮寺に対する寺号付与である。永村眞氏はこの出来事を
「少なくとも神宮寺からの働きかけによった」ものとみている。

尊円は摂津国渡辺仏勝寺からの「檀那并寺僧等連署状」にも応じ
ており、これを「当門跡末寺」とする旨を与えている。このよ

うな地方寺院からの要請に対する尊円の姿勢に鑑みれば、明王院の無動寺別当からの独立も葛川の行者中を主導とした運動と理解できる。榎原雅治氏は文保年間の葛川・伊香立庄相論について、十三世紀以降における山門内の門跡間対立を前提に「多様な門跡との関係を有する行者中が、修験道場である葛川が諸門跡間の抗争に巻き込まれるのを避けるために、葛川と特定門跡の関係を断ち、葛川を行者中独自の支配下に置こうとしていた」と指摘し、「行者中には無動寺の介入を排して一元的に葛川支配を行おうとする志向があった」と述べている²⁰。榎原氏の検討は南北朝期にまで及んでいないものの、その前史を把握する上で重要な指摘であろう。

尊円は持明院統伏見天皇の皇子で、建武二年九月に後醍醐天皇の勅裁により大覚寺統の慈道（龜山天皇皇子）から青蓮院門主の譲りを受けた人物である。建武政権の崩壊後は尊円の対立者が消滅し、鎌倉時代から続いた門跡の継承争いは終結する。文和元年（一三五二）三月十八日には足利義詮が青蓮院門跡領全体を安堵することで門主尊円の体制は確立したとされる。尊円の「御堂」への額字付与は、この間の安定期に向かいつつある門跡全体の状況下にあった。

明徳四年（一三九三）八月、「葛川修験行者等」は時の葛川別

当顕熙を通じて足利義満に申状を進達し、「葛川縁起」が定める「当山」の四至を安堵するよう求めた²²。義満は翌月の顕熙に宛てた御教書でこれに応じている²³。鎌倉時代以来、周辺諸荘園との相論で争われた「葛川縁起」の四至はここに体制的な保証を得たのである。その後、青蓮院門主―葛川別当―行者中のそれぞれは青蓮院門跡全体の動向に合わせた変化を見せる。

第二節 葛川別当の変遷

葛川別当は建武元年現任の隆勝を初見として、以後中世を通じて存在が確認される行者中の筆頭である。葛川別当についてはすでに長谷川氏の研究があるが、その時代毎の性格変化には言及されていない²⁴。【表1】は長谷川氏が一覧にした歴代葛川別当の表のうち出典を修正し、事項・没年月日を加筆したものである。明王院の独立期に現任であった顕熙は、応永二年十一月の行者中二十三名による連署状で「大々先達葛川別当法印大和高位権大僧都」として署名を据えている²⁵。ここから最初期の葛川別当が修行に長けた行者であったことがうかがえる。つぎに十五世紀に現任の良誉・実頭の二代にわたる不動院院主への葛川別当職の補任とその前後を確認する。

【史料1】「文明十年」（一四七八）八月三日 不動院実頭書状²⁶

【表1】 歴代葛川別当

年月日	事項	葛川別当	没年月日	備考	出典
建武元年(1334)	現任	隆勝	不詳	浄土寺伺候人	明230
延文4年(1359)	現任	教祐	永和2年(1376)以降	聖光院	明143・436等
明德4年(1393)	現任	顕熙	応永2年(1395)以降	法曼院	明18・171等
永享期	現任	良誉	不詳	阿闍院のち不動院	華40、門主22
文安4年(1447)	現任	実顕	不詳	不動院	明938
文明10年(1478)8月7日	補任	祐濟	明応8年(1499)7月28日	無量寿院	華38、門主22等
明応8年(1499)8月	補任	応祐	大永2年(1522)3月6日	無量寿院	華38
大永期	現任	隆顕	享禄元年(1528)9月18日	不動院	華40、明796
享禄2年(1529)	現任	光世	年不詳5月9日	仏心院	華37、明864
享禄5年(1532)5月23日	補任	澄祐	天文9年(1540)4月以降	聖光院	華34・64
天文年間	現任	長増	天文10年(1541)7月20日	妙観院	華37
不詳		重増	長享2年(1488)12月29日	徳寿院	華40

※長谷川裕峰、はじめに、注14論稿A【表2】の「出典」の項を修正し、「事項」・「没年月日」の項を加えた。なお長谷川氏が「葛川文書に残る行者連署から勘案」した「行者」の項は、史料の残存性に左右される情報であると考え、これを削除した。

※華一は『華頂要略』該当巻号、門主一は『華頂要略』門主伝該当条を示す。

※『華頂要略』門主伝の出典は第一章、注2と同じ。門主伝を除く『華頂要略』からの引用は天台宗典刊行会編『天台宗全書』（第一書房、1973年）に拠る。

（端裏書）「葛川別当」□ □ 武 文明十

葛川寺務職事、愚息不動院^{阿世丸}幼少之間、手代事御領状之上者、彼在所御奉公勿論候、但於「得度以後」者、任数代之由緒、可^レ至奉行^レ之由、青蓮院御門跡御下知同前之上者、相構不可^レ及^レ御難渋候、於^レ公事等之物^レ者、毎年 室町殿以下進上仕候間、不^レ可^レ相替候、内々可^レ得^レ御意候也、恐々謹言、

八月三日

無量寿院殿
（祐濟）

（不動院実顕）
（草名）

この書状には、葛川寺務（別当）職については愚息不動院阿世丸が「幼少」であるので、その「手代」（代理）として「御奉公」なさるのは勿論であるが、阿世丸の「得度以後」は「数代之由緒」に任せ、阿世丸に「奉行」せよとの門跡の御下知がある上は、「御難渋」なく寺務職を譲られたい、と記されている。この書状は葛川別当不動院実顕が、同月七日付の青蓮院門主尊応令旨により「不動院幼少」のため葛川別当に補任される無量寿院祐済に宛てたものである。ここからは実顕が得度以前の幼い実子に葛川別当の職を相伝しようとして画策していたことが分かる。これは最初期の葛川別当が修行に長けた「先達」であったことからするとやや異様である。文明八年十二月十八日の不動院実顕に宛てた青蓮

院門主尊応の令旨には「故阿闍院僧正（後号三不動院良譽）知行之時、□葛川別当職殊向後不_レ可有_二他妨_一之旨、被_レ經度々_二加披覽_一候了_二」²⁸とあり、すでに良譽の段階で「他妨」なく不動院内での葛川別当職の相伝が試みられていた。

この十五世紀前半には青蓮院門主の継承にも重大な変化がみられた。応永三十五年に還俗する義円に代わって門主となったのが足利義教の猶子にして関白二条持基の子義快である。三宝院満済の推挙を得て入室した義快は当時七歳であり、その出家は永享三年（一四三二）のことであった。義快はその六年後「非_二法器_一」として退けられ、代わって門主には同じく持基の子、当時六歳の尊応が据えられた。この頃北朝政権の安定化と將軍家子弟の入室により、門跡の継承は安定化した²⁹が、同時に「門主は出家受戒した僧である必要はなく、子どもでもよい」という状況が到来していたのである³⁰。

ところで戦国時代の故実書『審驢嘶余』³¹に「山門三門跡、脇門跡、院家、出世（清僧）、坊官（妻帯、同位、或有淨）、侍法師、山徒・衆徒同位也、」と記されたように、中世比叡山の門跡は梶井・青蓮院・妙法院の「三門跡」を頂点とする各階層の院家と「坊官」や「侍法師」といった門跡経営を支えるイエ、「山徒・衆徒」の集団により構成された。下坂守氏によると「脇門跡」は

「三門跡」に次ぐ格式を持ち、その門主は「三門跡の門主とならぶ座主の有資格者」であり「摂関家およびそれに準ずる公家」の出身者であった。これに次ぐ「院家」が清華家以上の公家を出自としたのに対し、「出世」ではさらに下流の「中下級公家および坊官家（大谷家）」を出自とする僧侶が院主となった³²。大永四年（一五二四）正月二十四日の青蓮院門主尊鎮による清涼殿北斗法実修には、南光院昭賢、松泉院応全、法輪院猷静のほか、後に葛川別当となる不動院隆顕、華徳院光世、妙観院長増らが助修としてこれに供奉している。「大館常興書札抄」に「出世と申は、無量寿院・妙観院・花徳院」とあることから、「出世」に分類された院家が葛川別当を輩出したといえる。

さて、【史料1】の経緯を経て葛川別当に補任された無量寿院祐済は、文安四年（一四四七）八月の葛川参籠について克明な記録を残している³³。後述の通り、祐済は助修として参加した修法についても多くの記録を残しており、行者として練達した人物であったと考えられる。現在「葛川明王院文書」に各地の青蓮院門跡領荘園に関する史料が含まれているのも、祐済がその経営に関与したことが関係しているとされる³⁴。無量寿院祐済の葛川別当補任は、職の実子相続を試みた不動院実頭³⁵の由緒の論理の敗北であった。しかし葛川別当の選出において、別当となる人物の資質に対

【表2】行者中衆議の徴証と文書様式（南北朝～室町期）

番号	年号（西暦）	月	場所	文書様式	内容	史料
1	観応2 (1351)	—	—	条々事書	殺生禁断・木材伐採禁止・在地有力者への沙汰など11ヶ条。	明205
2	文和3 (1354)	6	葛川	条々事書	殺生禁断・明王院の修繕に関する6ヶ条の沙汰。	明521
3	延文元 (1356)	7	八王子	集會事書	葛川住人に対して木材伐採禁止を要請。	明434
4	延文3 (1358)	1	八王子	衆議状	木材伐採・関料徴収に関する禁令を決議。	明435
5	延文4 (1359)	11	—	集會事書	相応の年忌法要における会料の賦課、明王院の内陣加僧職の補任に関して青蓮院へ陳情。	明436
6	貞治3 (1364)	10	葛川	条々事書	木材伐採・隣荘との相論・明王院修繕に関する5ヶ条の沙汰。	明440
7	応安2 (1369)	11	八王子	集會事書	下立山における関銭徴収の停止を青蓮院へ陳情。	明441
8	永和元 (1375)	10	葛川	連署状	兼慶による新儀・参詣者殺害事件に対する糾弾を青蓮院へ陳情。	明414
9	永和元 (1375)	11	神宮寺	集會事書	青蓮院に対して兼慶問題の早期解決を迫る。	明442
10	永和2 (1376)	4	—	起請文	下立山を巡る騒動に対して連署起請文を作成し、結束を図る。	明143
11	明德4 (1393)	8	—	申状	『葛川縁起』を根拠とした四至を明示した目安を幕府に提出。	明18
12	応永2 (1395)	10	葛川	連署状	四至に関して法華会の際に行者連署を作成。	明19
13	応永2 (1395)	11	—	申状	再度、四至に関する陳情を連署を伴って幕府に提出。	明21
14	応永10 (1403)	10	葛川	書状	伊賀氏に対して葛川の年貢から一期分の知行を許可。	明465
15	応永期	3	—	書状	下立山の山手料の使用用途を指示。	明520
16	正長2 (1429)	6	葛川	連署状	下立山權益に関して蓮華会の際に行者連署を作成。	明427
17	永享元 (1429)	9	神宮寺	集會事書	下立山問題解決を求めて青蓮院へ陳情。	明133

※長谷川裕峰、はじめに、注14論稿A【表1】に「文書様式」の項を加筆した。網掛けは集會事書を示す。

抗して院家の由緒が主張されたことは、「出世」院家の院主を葛川別当に補任するシステムの固定化を示す。これは青蓮院門主の継承が「子どもでも」可能となった時代状況と一致している。

第三節 「三院」行者中の成立と

その背景

葛川別当の性格が変化した時期には、葛川現地の行者中にも変化がみられた。【表2】は長谷川氏が一覧にした行者中「衆議」の徴証に、それぞれの文書様式を補ったものである。このうち、条々事書は「条々」で始まり一つ書きが続くもの、衆議状は「〇年〇月〇日行者××衆議曰」で始まり事書を欠くものとした。集會事書は、

◇◇年◇月◇日△△△集會議曰、

早為□□之沙汰、可被相触（申入）○

○事、

右……、仍可××之由、衆議如件、

の定型様式を持ち、比叡山を構成する各機構（院・谷・寺）に属する大衆が一揆的な誓約のも

と集団意思を表明する際発給した文書である。行者中による集会
 事書では、延文元年・延文四年・応安二年・永和元年・永享元年
 の五例が検出される。ここから十四世紀の段階で、葛川の行者中
 が比叡山における一個の独立した大衆として確立したことがみて
 とれる。

つぎに注目されるのが、「三院」（三塔）を冠した行者中呼称の
 出現である。その初見史料である正長二年（一四二九）六月十八
 日の行者中連署状は、前年に伊香立庄が「葛川惣庄」に支払うべ
 き山手を未進したことによる相論³⁸で発給されたものである。この
 相論では、前者の領主である無動寺三講結衆と後者の領主である
 「三院」行者中がそれぞれ集会事書を発給し、互いに「衆議」
 「衆鬱」を表明して双方を非難している。「三院」とは、延暦寺
 を構成する止観院（東塔）・宝幢院（西塔）・楞嚴院（横川）の総
 称である。したがって「三院」行者中とは「比叡山全体から結集
 した行者の一揆」と解釈できる。このような行者中の呼称の出現
 には、どのような背景があったのであろうか。

【史料2】元徳二年（一三三〇）十二月十日 諸門跡連署請取
 目録⁴¹

請取 葛川就山木事 諸門跡連署事

合

一通 妙□院宮并常住院僧正御房

一通 常春院宮^(寿)

一通 法性寺座主宮

一通 十楽院宮

一通 浄土寺僧正御房

一通 妙香院僧正御房

一通 竹内僧正御房

一通 岡崎法印御房

一通 熱田僧正御房

一通 事書

已上

元徳貳年十二月十日

定仏（花押）

これは諸門跡が葛川の山林用益を許可した書状のリストである。
 長谷川氏は関連する連署状教通から、岡崎門跡に属する岡崎衆を
 はじめ、様々な門流によって行者中が構成されていたことを論じ
 ている。⁴²【史料2】にみる諸門跡のうち浄土寺・竹内・岡崎は

『騫驢嘶余』において「脇門跡」に位置づけられる。下坂氏は十
 五世紀後半までに門主を輩出する公家の凋落にともない、青蓮院
 の「脇門跡」が曼殊院を除いてすべて消滅したと指摘する。⁴³これ
 に従えば、長谷川氏が論じた門流別の行者中構成も、中世後期に

は別の形に転換したことが想定される。十五世紀前半における「三院」行者中の呼称の出現は、こうした「脇門跡」の没落という青蓮院門跡全体の動向を反映しているのではないだろうか。

- ① 建武元年五月日葛川別当隆勝申状案（明二三〇）。
- ② 『華頂要略』（仏書刊行会編『大日本仏教全書』第128冊、一九八一年）巻第八門主伝第十七。
- ③ 福眞陸城「近江国葛川にみる青蓮院・無動寺の支配機構」鎌倉遺文研究会編『鎌倉遺文研究Ⅰ鎌倉時代の政治と経済』（東京堂出版、一九九九年）。
- ④ 相論の経過は、下坂守「葛川・伊香立相論考」『描かれた日本の中世―絵図分析論』（法蔵館、二〇〇三年、初出一九八四年）を参照。
- ⑤ 明四三二。
- ⑥ 明四一一。
- ⑦ 明四三三。
- ⑧ 以下、引用史料中の傍点・傍線は引用者による。
- ⑨ 京（乙）二二（『鎌倉遺文』二七〇九九。案文は明二七六）。
- ⑩ 明三三八。
- ⑪ 坂田聡「中世在村寺院の村堂化の過程」（はじめに、注①書、初出一九八五年）。
- ⑫ 明二一。
- ⑬ 明九〇五。以後、観応二年と康安二年に重ねて寄進される（明九〇四・九〇六）。
- ⑭ 明三六一。
- ⑮ 明五六九。
- ⑯ 明三三九。

- ⑰ 明三四四。
- ⑱ 永村眞「中世延暦寺と若狭神宮寺―本末関係の実相から―」河音能平・福田榮次郎編『延暦寺と中世社会』（法蔵館、二〇〇四年）注②史料。
- ⑲ 注②史料。
- ⑳ 榎原、はじめに、注⑮論稿。
- ㉑ 稲葉伸道「青蓮院門跡の成立と展開」『日本中世の王朝・幕府と寺社』（吉川弘文館、二〇一九年、初出二〇〇四年）。
- ㉒ 明徳四年八月日葛川修験行者等目安案（明一八）。『葛川縁起』は『統群書類従』第二十八輯上に所収。
- ㉓ 明徳四年九月十二日足利義満御教書（明一七一）。
- ㉔ 長谷川、はじめに、注⑭論稿A。
- ㉕ 注⑫史料。
- ㉖ 明二五五。
- ㉗ 『華頂要略』巻第十一門主伝第二十二。注⑰。
- ㉘ 『看聞日記』永享九年十二月二十七日条。
- ㉙ 稲葉伸道「南北朝・室町期の門跡継承と安堵―延暦寺三門跡を中心に―」、注⑲書、初出二〇一七年。
- ㉚ 『群書類従』第二十八輯。
- ㉛ 下坂守「中世門跡寺院の組織と運営」『中世寺院社会の研究』（思文閣出版、二〇〇一年、初出一九八五年）。
- ㉜ 『華頂要略』巻第十二門主伝二十三。
- ㉝ 『群書類従』第九輯。
- ㉞ 明九三八。
- ㉟ 長谷川、はじめに、注⑮論稿。
- ㊱ 三枝暁子「山門集会の特質とその変遷」『比叡山と室町幕府―寺社と武家の京都支配』（東京大学出版会、二〇一一年、初出二〇〇八年）。

③⑧ 明四二七。

③⑨ 正長二年卯月二日葛川住人等目安案（京丙七二）。

④⑩ 正長二年六月十一日無動寺三講結衆集會事書案（京丙二八）、永享

元年九月二十九日三塔行者集會事書案（明一三三）。

④① 明五二四。

④② 長谷川、はじめに、注⑧論稿、⑭論稿A。

④③ 下坂、注⑭論稿。

第二章 院家領としての展開

第一節 中世後期葛川と室町幕府

前章で確認した葛川の領主側のあり方は、領有対象としての葛川にどのような影響を与えたのであろうか。延徳元年（一四八九）に出来した葛川と醍醐寺三寶院領久多庄との境相論は最終的な結末は不明ながら、葛川別当無量寿院の雑掌が室町幕府に提出した申状の案文が残されている。^①ここで葛川別当無量寿院は「葛川地下人等申状」を進達し、当地が往古より重要な修行靈場にして「公方様」歴代の参籠所としてその帰依「異他」在所であると主張している。実際に葛川での参籠が確認される「公方」としては、応永十四年六月に参籠した足利義満と、文明十三年六月と長享元年（一四八七）六月の二度参籠した足利義尚がある。実に

この相論は、「葛川両沙汰人」が「常徳院殿様他界之間、無力堪忍之処、剩其刻打破炭竈段、中間狼藉之由、可三歎申時節、被レ付三召文一事無覚悟者也」^⑤と述べたように、同年三月近江国鈿の陣で義尚が没した中での相論であった。

義尚と葛川のつながりはその二度の参籠に限るものではない。

義尚が將軍となつた翌年の文明六年九月には室町第において「六観音合行法」が約二百年ぶりに「再興」される。^⑥この時阿闍梨を務めた天台座主・青蓮院門主尊応の伴僧には、その四年後、葛川別当に補任される無量寿院祐済が出仕していた。^⑦この修法の期間中には「葛川之滑薄十合、春日局へ遣之、不動院ヨリ到来也」

「葛川ヨリ滑薄十五合到来、誂分也」と記録されるように、葛川別当不動院実頭から將軍のもとへ滑薄（なめすき）^{なめすき}（エノキタケ）が献上された。また「妙観院葛川へ下向」と記録されるように、葛川と室町第との間での人員の往来も確認できる。葛川別当から室町幕府將軍への滑薄献上は、天文年間の成立とされる故実書『年中恒例記』^⑧に「なめす、き一折。葛川之寺務進上之」と記された毎年九月朔日の恒例行事である。室町時代には武家の諸階層に加え、僧侶や神官、医者といった属性の人物から將軍へと「美物と精選物を中心とする季節の産物・各地の名産品」が献上された。^⑨滑薄は古来『梁塵秘抄』にも謳われた比良山の名産品であり、葛川別

当の薄滯献上も室町幕府の行事体系に位置づけられていたと考えられる。

「葛川明王院文書」に含まれる祐済の記録からは、行者が公武にわたる修法に参加していたことがうかがえる。祐済は葛川別当在任中の長享二年十二月七日に室町第で行われた「歳末御修法」

に参加した形跡がある。^⑪祐済の葛川別当補任以前では、長祿三年

(一四五九)「從二位藤原殿下

(二条教房)

御息災延命御願成就」の七仏薬師

法、寛正六年(一四六五)十二月六日「公(後土御門天皇)君様御祈」の仏

眼法、^⑫文明二年八月「准三宮殿下御息災延命御願成就」の修法な

どがある。祐済が記した史料かは不明ながら、文明十二年三月廿

三日「北(斗脱)法中所々御巻数」の外題を持つ覚書には「仏眼供

(後土御門天皇)

内裏様」「不動供 若宮様」「同 二宮様」「薬師供

(足利義満)

室町殿様」など巻数の送り先とみられる人名が記される。ここ

から明王院で公武双方への修法が行われたと推測される。

第二節 室町幕府の葛川認識

前節で確認した行者中の活動をうけて、幕府は葛川をどのよう
に認識したのであろうか。享祿元年(一五二八)九月に葛川別当
不動院隆顕の死去に際し、住民が「徳政」を主張して山林(聖域
か)を伐採する事件が起こった。^⑬

【史料3】享祿二年八月二十三日 室町幕府奉行人連署奉書^⑭

近江国葛川事、為公武御祈禱所 開闢以来無他妨云々、然

上者如先々一被進止之、弥可被抽懇祈、若違乱之族在

之者、一段可有御成敗之由、所被仰下也、仍執達如

件、

享祿貳年八月廿三日

(飯尾貞広)

散位

(花押)

(松田亮致)

能登守 (花押)

当務 仏心院

【史料3】は折しも葛川に隣接する朽木庄に逃れていた足利義

晴の幕府が、新たに葛川別当に補任された仏心院光世に発給した

ものである。この時六角氏家臣の進藤貞治と三上頼安も連署奉書

を発給しており、幕府と六角氏の奉書はそれぞれ木製の制札に記

された。^⑮前年の十月には幕府重臣の大館高信が常住僧に宛て、葛

川において「先例」(山林規制か)に背く者があれば幕府として

成敗を加えると將軍義晴が仰せ出された上は、これまでのよう

に幕府に「申付」られたい、明王院宝前での行者中の祈禱を

「異于他」とする旨は「上意」である、と伝えている。^⑯したが

って【史料3】で幕府が葛川を「公武御祈禱所」としたことは將

軍の「上意」であったとみてよい。前節で確認した行者の活動を

受け、中世後期の葛川は平安時代以来の霊場としての性格に「公

武御祈禱所」としての性格を付加していたのである。²²⁾

ただし室町幕府の葛川の領有体系への認識には独特なものがあつた。【史料3】より以前の明応元年（一四九二）、足利義材（義種）は近江国内の寺社本所領を御料所とし、これを諸奉公の者への臨時給付とした。次の史料は室町幕府が葛川の御料所化を命じた奉書である。

【史料4】「明応元年」十月二十六日 室町幕府奉行人連署奉書案²⁴⁾

不動院領近江国高島郡葛川内当所務事、為御料所被仰付
 小坂右馬助・朽木弥五郎・大原五郎 訖、早年貢諸公事物等、
 如先々嚴密可致其沙汰、若令先納者、可為二重成
 之由、被仰出候也、仍執達如件、

（付年号） 「明応元年」十月廿六日
 為完 在判
 眞通 同

当所名主沙汰人中

ここで幕府は葛川を「不動院領」としているが、当時の葛川別当は御料所の指定が解除される同年十二月二十九日の室町幕府奉行人連署奉書に「被返付別当無量寿院」とあるように、文明十年以来現任の無量寿院祐濟とするのが正しい。にもかかわらず【史料4】で幕府が葛川を「不動院領」と認識したのは、当時の

葛川が「出世」院家の所領として認識されていたからに他ならない。前章で確認した葛川別当の「出世」院家からの補任固定化は、このような葛川の社会的位置づけにも影響していたのである。

- ① 京都市歴史資料館編『久多荘文書』（二〇一八年）「岡田家文書」九四。
- ② 『教言卿記』応永十四年六月十八日・十九日条。この時すでに義満は將軍職を退いている。
- ③ 『翰林胡蘆集』文明十三年六月十五日条。
- ④ 『蔭涼軒日録』長享元年六月二十一日条。
- ⑤ 『久多荘文書』岡田家文書一九三。
- ⑥ 『華頂要略』卷第十一門主伝第二十二。
- ⑦ 『大正新修大藏経図像』（大藏出版、一九三四年）第十二卷『門葉記』卷百六十九、勤行法補四、六観音合法。
- ⑧ 『統群書類従』卷二十三輯下。
- ⑨ 春田直紀「モノからみた一五世紀の社会」（はじめに、注13書、初出二〇〇八年）。
- ⑩ 盛本昌広『草と木が語る日本の中世』（岩波書店、二〇二二年）。
- ⑪ 不動法助修覚書（明九二八）。
- ⑫ 明五六四。
- ⑬ 明九二四。
- ⑭ 明一三〇。一条兼良はこれ以前、享徳二年（一四五三）六月二十一日に准后宣下を受けている（『師郷記』同日条）。
- ⑮ 明八五四（紙背）。
- ⑯ 享祿二年十月常住書状案（明七九六）。
- ⑰ 明八六四。

【表3】中世葛川明王院の武家参籠者（中世の参籠札から確認されるもの）

銘文	年月日	参籠者名	比定人名	参籠回数等	備考
12	応永12年(1405)*6月19日	一品准三宮道義	足利義満	参籠初度	前室町幕府將軍
22	文明13年(1481)6月21日	権大納言義尚	足利義尚	参籠初度	室町幕府將軍
23	文明13年(1481)6月21日	従一位富子	日野富子	参籠初度	義政室・義尚母
25	文明14年(1482)6月21日	豊前守貞康	松田貞康	七ヶ日参籠	幕府政所寄人
27	文明19年(1487)6月18日	右大将義尚	足利義尚	参籠第二度	室町幕府將軍
28	文明19年(1487)6月18日	従一位富子	日野富子	参籠二度	義政室・義尚母
29	明応3年(1494)6月19日	従四位左京大夫源朝臣政則	赤松政則	参籠初度	播磨・備前・美作国守護
35	永正元年(1504)5月3日	従四位源朝臣元信	武田元信	一七日参籠	若狭国守護
36	永正4年(1507)6月18日	従四位源朝臣高頼	六角高頼	参籠初度	近江国守護
40	大永5年(1524)6月18日	伊豆守源元光	武田元光	参籠初度	若狭国守護、元信の子
41	大永6年(1525)6月18日	伊豆守源元光	武田元光	参籠第二度	若狭国守護、元信の子
43	大永7年(1526)6月18日	[]元光	武田元光	参籠□三度	若狭国守護、元信の子
45	天文4年(1535)4月29日	蒲生左兵衛大夫定秀	蒲生定秀	参籠初度	近江国守護六角氏被官
46	天文7年(1538)6月18日	伊勢守平貞孝	伊勢貞孝	参籠初度	室町幕府政所執事
47	天文8年(1539)6月日	伊勢守平貞孝	伊勢貞孝	参籠二度	室町幕府政所執事
48	天文9年(1540)6月18日	伊勢守平貞孝	伊勢貞孝	参籠三度	室町幕府政所執事
49	天文14年(1545)	朝倉右馬允日下景徳	(不詳)	一七月初参籠	戦国大名越前朝倉氏か
50	天文14年(1545)	朝倉左馬允日下景徳	(不詳)	初度	戦国大名越前朝倉氏か

※元興寺仏教民俗資料研究所編『明王院の碑伝』（1976年）に記載される中世参籠札の积文に拠る。表中の「銘文」は、この积文の番号に対応する。

* 出典の积文は、足利義満（一品准三宮道義）参籠札の年号を「応永十二年六月十九日」とするが、『教言卿記』応永14年（1407）6月18日条・19日条より、応永14年の参籠と考えられる。『大日本史料』7編8冊に記載される〔無動寺参籠札〕○近江明王院所蔵の积文には「応永十□（四）年六月十九日」とある。

⑱ 『実隆公記』『二水記』享祿元年九月八日条。
 村井祐樹編『戦国遺文 佐々木六角氏編』（東京堂出版、二〇〇九年）三〇五。

⑲ 大津市歴史博物館編『企画展湖都大津のこもんじょ学』（二〇〇四年）。

⑳ 享祿元年十月十日大館高信書状（明八二三）。

㉑ 参籠札からは義満の参籠を契機に京都周辺を拠点とする武人が相次いで参籠したことがわかる（表3）。

㉒ 田中淳子「室町幕府御料所の構造とその展開」大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質古代・中世』（思文閣出版、一九九七年）京（丙）二七。

㉓ 弘文荘編『日本の古文書―その面白さ、尊さ―弘文荘古文書販売目録』（一九八一年）六三。

江州葛川事、今度雖_レ被_レ成_レ御料所、被_レ返_レ付別当無量寿院、可_レ被_レ專_レ御祈禱之旨、被_レ成_レ奉書_レ候託、早如_レ先々_レ必_レ彼下知_レ、年貢諸公事以下、可_レ致_レ其沙汰_レ之由、被_レ仰出_レ候也、仍執達如_レ件、

「明応元」十二月廿九日

（長秀）（花押）
 元行（花押）

当所名主沙汰人等中

第三章 葛川における領主と村落の関係

第一節 惣庄の機能と葛川別当の支配

前章までの成果を踏まえ、本章では葛川の領主と村落との関係

性を追究する。それにあたり本節では、葛川の村落の内実を確認しておく。中世後期の安曇川流域一帯には、荘園の領域に一致する村落共同体「惣庄」が分布し、地域秩序を形成していた^①。嘉吉三年（一四四三）の久多庄対葛川の相論における針畑惣庄の仲裁はその好例である。

「葛川明王院文書」における「惣庄」文言の初例は、嘉暦二年に葛川の住民が明王院本堂の修理費用支弁につき能得房なる僧に宛てた書状の「抑此間条々固御禁制候中二紺炭一段之事、惣庄よりハ於_レ向後_レ者固可_レ禁制仕_レ由、領掌被_レ申上_レ候」とある一文である。ここで「惣庄」は葛川山中での紺灰生産を禁止する行者中の「御禁制」を受け、これに実効性を与えている。次に検出できる「惣庄」の用例は前章で紹介した元徳三年の検注帳にみる「惣庄六ヶ村神田」の記述である。これは惣庄が管理した田地である。この検注帳には、「右毎年十月廿八日、取納アルヘシ、所当皆々取納以前可_レ弁者也、若無沙汰之輩者、下地可_レ被_レ取上_レ者也、仍所_レ定評定衆如_レ件、応永廿七年十一月廿八日 定円判」の加筆部分がある。ここで住民の組織である評定衆は応永二十七年、毎年十月二十八日を期日として明王院に所当を取納すると定めている。定円は山林を管理する山守であった人物である。先行研究ではこの検注帳の加筆部分と「惣升」の存在により、葛川に

おける地下請の成立が指摘されている。中世前期の葛川では在家保有が認められた「住人」を主体とする「常住并住人等」申状が作成された。中世後期葛川の「惣庄」は、第一章でみた文保年間⑧の相論における在家数設定の無効化と、隣接諸荘園との度重なる相論を通じた地縁的一体性の強化の末に形成されたとみられる。

長享三年の久多庄対葛川の相論において葛川別当が幕府に提出した「葛川地下人等申状」は、この葛川「惣庄」が発給したものであろう。⑨

室町幕府の政所史料である「賦草案之引付」には明応九年九月十七日付の葛川寺務無量寿院雑掌申状が要約されている。⑩ここで葛川別当は、地下人の菅二郎を盗人として処分するべく、資財・田畠以下についてこれまでの例により申し付けたところ（没収刑か）、菅二郎は田地を方々の人物に売却したと言い、ことに朽木氏被官の飯田新兵衛尉が（葛川の田地を）「買得」と称して集積している⑪と聞く、さらに当所の故実として往古より田畠等を売買する時は葛川別当へ報告しなければならぬにも関わらず、それを怠り勝手に田畠等を知行するとは全く不当なことである、御成敗に預かりたい、と幕府に訴えている。ここから葛川別当が、理念的には領域内の検断権と下地の領有権を掌握していたことが判明する。中世前期における無動寺による葛川支配にこれほどの下

地管理への志向性は認めたい。他方、葛川別当による惣庄支配は、これより後年の【史料3】と同様に幕府権力に依存する一面を見せたことも確認しておきたい。

第二節 行者中による村落内紛争の解決

葛川における領主と惣庄の関係性を分析するため、ここでは明応三年に出来した住民同士の殺人事件を検討する。明応三年八月日葛川別当無量寿院雑掌申状案⑫はその事件の概要を示す史料である。その内容は次のようなものである。

葛川別当無量寿院雑掌が謹んで言上する。

中村兵衛次郎男は、別当により山木奉行に補任されたところ、宿意により同地下人浄盛父子三人を殺害し、跡の屋敷等を「両三ヶ年」押領し、別当の下知を拒否した。兵衛次郎は近年、伊勢備中守殿（伊勢貞陸）の被官であると申すので、別当は備中守殿に訴えた。備中守殿からは何度も成敗があつたが、兵衛次郎はこれを承引せず、ついに近日被官を放たれた。この時、殺害された浄盛入道の一族は兵衛次郎を追放し、兵衛次郎の一族は退散。その時、兵衛次郎男は御參籠所と行者中の集會政所以下を破却したという。兵衛次郎男はこれ以上ない大敵であるので、途中峠の辺りで、領主として通行止め

をして頂きたい。

坂田聡氏はこの事件の当事者である中村氏について山木奉行を世襲する一族であり、「葛川において唯一苗字を名のりうる勢力」であったとしている¹²⁾。西島太郎氏は明応元年の葛川御料所化とあ

わせてこの事件に触れ、中村兵衛次郎は伊勢氏の被官であり、この事件の後には朽木氏の被官となることから、「伊勢―朽木―中村の繋がり」を指摘する。西島氏によると葛川の中村氏を含む近江湖西部の伊勢氏被官は、寛正年間から文明年間に出現するとい¹³⁾う。いずれも重要な指摘であるが、この事件に対する葛川別当と行者中の対応については言及が無いため以下で検討する。

【史料5】〔明応三年〕十月六日行者中連署状¹⁴⁾

態以_二使者_一令_レ申候、仍就_二兵衛次郎身上并地下人緩怠之儀、御折檻無_レ余儀候、雖然彼等、於_二已後_一聊以不_レ可_レ致_二緩怠者也、以_二罰文_一重々侘事申候、被_レ加_二御優免_一候者、可_レ為_二衆悦_一候、万_一地下錯乱之儀令_二出来_一候者、不_レ可_レ然候間、執申候、偏以_二興隆之御遠慮_一無_レ為御成敗候者、可_二目出度_一候、為_レ其以_二連署申候_一、恐惶謹言、

十月六日

隆深（花押）

親助（花押）

長昭（花押）

賢秀（花押）
寛存（花押）

無量寿院

御房中

右は行者五名が葛川別当無量寿院に進めた連署状である。こゝで行者中は事件当事者が罰文をもって謝罪した以上は「御優免」を加えられたい、万_一「地下錯乱」となれば都合が悪い、と述べている。ここから葛川現地の状況は専ら行者中が把握し、¹⁵⁾当時の葛川別当は現地から遊離していたことが判明する。十月八日の日付と行者の一人とみられる宗信の署名を持つ書状には「殊兵衛次郎与森彈正和睦之儀、為_二途中_一致_二其取合_一落居候、於_二以後_一者、地下之儀、無_レ為無事候様被_レ懸_二御意_一候者、山洛行者中衆悦可_レ申候」と記される¹⁶⁾。行者中はこの時、兵衛次郎とその敵対者とみられる森彈正の和睦を工作していたのである。つぎに行者中が葛川の惣庄に宛てた連署状を確認する。

【史料6】〔明応三年〕十一月七日 行者中連署状¹⁷⁾

今般当所錯乱之儀、為_二山上_一令_二調法_一属_二無_レ為_二訖_一、然上者於_二自今以後_一有_二限公方役諸公事_一已下如_二先規_一可_レ致_二其沙汰_一、若_二寄_二事於左右_一、為_二寺務_一非_レ抛_二之成敗在_レ之者、速_レ可_レ有_二三院注進_一者也、仍行者中可_二申届_一之旨、衆議之折紙如_二件_一、

〔明応三〕十一月七日

行遷（花押）

宗信（花押）

宗祐（花押）

慶厳（花押）

隆深（花押）

鮮運（花押）

賢秀（花押）

覚存（花押）

葛川

惣庄中

行者中は惣庄に対し、今後とも「公方役諸公事已下」^⑮を負担せよと命じている。葛川別当に「非掬」の成敗があれば速やかに「三院」行者中に報告するよう命じたことは、【史料5】でみた葛川別当と行者中の対応の差をうかがわせる。

坂田氏は、葛川においては評定衆が領主検断権の一翼を担ったとするが、この事件は村落の有力者である中村氏一族が原因となつたことから、住民による自律的な村落秩序の恢復は困難であつたと想定される。そこで行者中は領主権力の一端として関係者に和睦を促し、その解決を図つたのではないだろうか。同時期の大和国法隆寺では学衆が被差別民衆を刑吏として動員し、「断頭」

を含む過酷な刑罰をもって門前の住民に臨んでいる^⑯。これに対し霊場である葛川において、自らも村落社会の一員である行者中は住民に対する直接的な暴力の行使を志向せず、また狭小な葛川の領域においてかかる強制力は組織し得なかつたと考えられる。

① 「惣庄」の機能については、榎原雅治「地域社会における「村」の位置」『日本中世地域社会の構造』（校倉書房、二〇〇〇年、初出一九八八年）を参照。

② 嘉吉三年二月二十二日針畑惣庄証文（明八八一）。

③ 「嘉暦二年」五月二十二日与一等申状（明五三三）。

④ 第一章、注⑮史料。水野氏（はじめに、注⑩論稿B）はこの檢注以後、青蓮院・無動寺は莊園領主として葛川を収奪の対象としたと評価するが、中世後期の葛川はむしろ「公武御祈禱所」たる特殊な機能が期待された所領と理解すべきであろう。

⑤ 坂田、第一章、注⑪論稿。

⑥ 坂田、はじめに、注⑰論稿。

⑦ 当堂寄進田地引付（明五六七）。

⑧ 坂田、第一章、注⑱論稿。

⑨ 第二章、注①史料。

⑩ 桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成上巻』（近藤出版社、一九八一年）「賦草案之引付」二六。

⑪ 明六二。

⑫ 坂田、はじめに、注⑰論稿。

⑬ 西島太郎「近江国湖西の在地領主と室町幕府」『戦国期室町幕府と在地領主』（八木書店、二〇〇六年、初出二〇〇三年）。

⑭ 京（乙）一七。

⑮ 永正年間には朽木地下人と葛川地下人との間で高島郡における材木商売の「ナワバリ」争いが起こる（松澤徹「戦国期における商品流通と在地領主」『日本史攷究』二四、一九九八年）。この時行者中は葛川地下人を擁護して朽木氏に連署状を発給している。

⑯ 奥野高広・加藤哲校訂『朽木文書 第二』（続群書類完成会、一九七八年）一八一。朽木氏に宛てた書状であらう。

⑰ 明五五二。

⑱ ここでの公方は青蓮院門主。諸公事は中世前期以来の現物貢納（国九八）や参籠中の人夫役（明一八七）などであらう。

⑲ 坂田、第一章、注①論稿。

⑳ 細川涼一「戦国時代の法隆寺と門前検断」『中世寺院の風景―中世民衆の生活と心性』（新曜社、一九九七年、初出一九八八年）。

むすびに

本稿では寺院史研究と村落史研究の双方の成果に基づき、統一的な葛川像を描くため、葛川の領主の変化を段階的にたどり、それが支配関係に及ぼしたかを考察した。以下はその成果である。

一、葛川の領有体系は、暦応元年の青蓮院門主尊円による「息障明王院」の額字付与を契機に中世後期的な形態（青蓮院門主―葛川別当―明王院〔行者中〕）へと転換する。前後には常住僧による「寺領」の集積と管理が進められており、無動寺別当と「御堂」との本末関係解消の主導性は尊円にはな

く行者中に認められる。

二、初期の葛川別当は修行に長けた行者が就任した。十五世紀前半には二代にわたり不動院内で「葛川別当職」が相伝される。これは「出世」院家からの葛川別当補任の固定化を示しており、青蓮院門主の継承が安定化し、幼少の門主が出現した時代状況と一致する。

三、行者中は十四世紀には集會事書を発給し、山門内の独立した大衆として集団意思を表明した。十五世紀前半には「三院」を冠した自称を用い始める。これには青蓮院門跡内の「脇門跡」の没落による行者の出身母体の再編との連動性が想定される。

四、足利義満・義尚による参籠、葛川別当から將軍への恒例の音信、行者による公武にわたる修法への参加により、中世後期の葛川は霊場としての性格に「公武御祈禱所」としての性格を加えた。

五、葛川別当は理念的には領域内の検断権と下地の領有権を掌握したが、住民の統制には幕府権力に依存する一面が認められる。行者中は住民同士の紛争に対処したが、直接的な暴力は行使し得なかった。

長谷川氏は山門研究における本末関係論の意義と方法を論じた

中で「葛川行者」に「青蓮院と葛川の人的紐帯」機能を見出し、「彼らこそが、青蓮院と葛川の本末関係の本質」と捉えている。^①

本稿は右の指摘を進めたものと考えるが、行者の姿は葛川と公武の修法の場以外にも認められる。たとえば、嘉吉元年五月十六日には足利義教が遣わした「葛河法師二人」が病者の祈禱で「邪氣」をあらわしている。^② 至徳四年（一三八七）の成立とされる『諸国一見聖物語』^③で、行者が「十方ヨリ来ル者ノ邪氣死靈ノタリヲ得タル道俗男女貴賤上下ヲ加持」すると語るのはいささか実態を反映したものであろう。彼らの活動はこれまで考えられて

きた以上に広範なものであった可能性がある。このような寺領支配を担保した僧侶の宗教活動とその社会性の分析が、葛川の行者以外にも適用できる有効な研究視角となるよう、今後事例の集積に努めたい。

① 長谷川裕峰「中世山門研究における本末関係論の意義」（『新しい歴史学のために』二八二、二〇一三年）。

② 『看聞日記』同年五月十五日・十六日条。

③ 佐竹昭広編『諸国一見聖物語』（臨川書店、一九八一年）。

（京都大学大学院人間・環境学研究科博士後期課程・
日本学術振興会特別研究員）

The Ruling Structure in Katsuragawa, Omi Province during the Late Medieval Period

by

MURAKAMI Junichi

Katsuragawa Sokushō Myōōin 葛川息障明王院, a Tendai Buddhist temple, is located in Ōtsu city, Shiga Prefecture. The temple is known as the center of Sennichi kaihōgyō 千日回峰行 (one-thousand-day circumambulation-of-the-mountain practice) by the Tendai monks of Mt. Hiei. The documents of Myōōin, which are kept in the temple, have been studied by researchers examining the history of medieval religion, landholdings, and village life.

Previous studies have usually focused on the early medieval period at Katsuragawa because many of the documents related to the conflicts between the villagers in Katsuragawa and in other estates contain a great deal of information. The study of the late-medieval period of Katsuragawa has been advanced by two or three researchers, but many points remain unclear.

In this paper I demonstrate that the ruling structure at Katsuragawa was composed of the Gyōjachū 行者中 (monks practicing the Kaihōgyō), the Katsuragawa Bettō 葛川別当 (the head monk of Gyōjachū and the abbot of Shōren-in 青蓮院). I then make clear how these rulers dealt with the residents of Katsuragawa.

The structure of rule in Katsuragawa was changed when Sonnen 尊円, the abbot of Shōren-in, granted the name Sokushō Myōōin to the temple in 1338. The Gyōjachū then gained independence from the rule of Mudoji 無動寺 temple. Before and after the event, the Jōjūsō 常住僧, who was the caretaker monk in charge of Myōōin, worked to secure the financial basis of the temple. Independence was thus realized by the Gyōjachū themselves.

In the early days, the monks who served as Katsuragawa Bettō were experienced monks. But in the earlier part of the fifteenth century, the position of Katsuragawa Bettō was inherited by monks of one minor temple, Fudō-in 不動院. This situation meant that abbots of the specific minor temples classified as Shusse 出世 came to be chosen as Katsuragawa Bettō. In those days, the succession of the abbot of Shōren-in had also become

stable.

In the fourteenth century, the Gyōjachū started to issue documents in the style of Shūe-Kotogaki 集会事書, which meant that they had become an independent group at Mt. Hiei, among the head temples of the Tendai sect. In the fifteenth century, they started to use the collective title San-in 三院. This trend seems to be related to the extinction of the Waki-Monzeki 脇門跡 (quasi- temples whose abbot was an imperial prince) because the Gyōjachū consisted of monks belonging to several different Waki-Monzeki.

Ashikaga Yoshimitsu 足利義満 and Yoshihisa 義尚, the third and ninth shoguns of the Muromachi shogunate, prayed and went into reclusion at Myōōin. The Katsuragawa Bettō presented mushrooms, which were a special product of Katsuragawa, to the shogun every year. Some members of the Gyōjachū took part in prayers for court nobles and warriors. Due to these events, Katsuragawa became a sacred place and an official prayer temple for courtiers and warriors. The residents of Katsuragawa asserted the high status of Katsuragawa when they had disputes with villages of other estates.

The Katsuragawa Bettō ideally had the authority of police and jurisdiction, but he was dependent on the shogunate to control the residents of Katsuragawa. When troubles between residents occurred, the Gyōjachū sought to solve the problem, however they lacked coercive force.

Members of Gyōjachū practiced religious activities such as exorcisms and they attracted the trust of courtiers and warriors. It is important to appreciate the function of their social status when analyzing the medieval history of Katsuragawa and its character.

Key Words; Katsuragawa, kaihōgyō, Shōren-in, Sokushō Myōōin